

固定資産税・ 都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日に土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

都市計画税は、市街化区域内に土地、家屋を所有している人に課税される税金です。

税率 固定資産税は、土地、家屋、償却資産の課税標準額の合計に1.4%の割合で課税されます。

都市計画税は、土地、家屋の課税標準額の合計に0.25%の割合で課税されます。

第1期納期限 5月2日(月)

※課税明細書は、納税通知書に同封し4月中旬に送付します。

●次に該当するときはご連絡ください

- ・課税明細書の内訳と平成28年1月1日現在の資産状況が異なるとき（27年中に取り壊した家屋が記載されているなど）
- ・納付書の住所、氏名に誤りがあるとき
- ・そのほか、疑問に思うとき

問合せ 税務課固定資産税係

企業の繁栄は、 まず従業員の健康から **企業健康診断補助金**

従業員の定期健康診断をご利用ください。

対象 市内の中小企業事業主

内容 労働安全衛生規則第44条に定められた定期健康診断に要した受診料

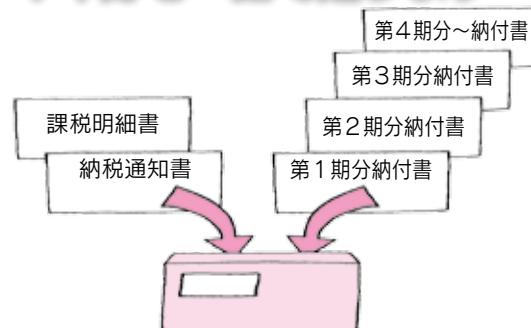
補助額

健康診断の受診項目が労働安全衛生規則第44条第1項に定められた項目全部の場合	受診者1人当たり1,500円
健康診断の受診項目が労働安全衛生規則第44条第2項の規定により省略されている場合	受診者1人当たり800円

※事業主の受診料は補助対象になりません。また、同一年度内に同じ従業員で2回以上の補助は受けられません。健康保険などから助成がある場合は対象なりません。

問合せ 商工課労政観光係

**市県民税（普通徴収）、
固定資産税・都市計画税、
国民健康保険税の納付書は
1年分を一括で送ります**



平成25年度から納税通知書と納付書の送付は、1年分を一括で送付する方式に変更しました。28年度も同様に一括で送付します。

2期以降の納付書も一括送付しますので、納付書の期別および納期限を確認して納付してください。

1年分を一括で支払う場合、市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税は4枚、国民健康保険税は8枚の納付書を一度にご使用ください。

※2期以降、期別ごとに納付書を送付しませんのでご注意ください。市税の納付は、納付書の紛失も防げる簡単で便利な口座振替を推奨します。

問合せ 税務課管理係、国保年金課国保係

退職金づくりは **中退共・特退金で**

特色 ①退職金制度を持つことが困難な中小企業でも大企業並みの退職金の支払いが可能です。②毎月定額の掛金で将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。③掛金は税法上損金または必要経費として全額非課税となります。④従業員の確保と定着化を図り、企業経営の発展に役立ちます。

制度	問合せ
中小企業退職金共済制度	勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部名古屋相談コーナー ☎052(856)8151
特定退職金共済制度	商工会議所 ☎(41)1100

補助制度 市では、中小企業の従業員の福祉増進および雇用の安定、そして中小企業の振興に寄与するために、上記の共済制度に新規に加入された事業所に対し、当初の1年間の掛金の10%（中退共）、20%（特退金）を助成します。

問合せ 商工課労政観光係